

'17.1.改定



2017年1月1日以降保険始期用

普通火災保険

一般物件



火災だけではなく風災などの自然災害から建物や営業用

この保険は

火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹（ひょう）災・雪災により、保険の対象（建物・動産）に損害が生じた場合に保険

	① 火災	② 落雷	③破裂・爆発	④風災・雹（ひょう）災・雪災 （損害額が20万円以上となった場合）	
対象となる事故					
お支払いする損害保険金	→				
お支払いする費用保険金	⑤ 臨時費用	①～④の事故で損害保険金が支払われる場合、損害保険金の30%（1回の事故につき1敷地内ごとに500万円限度）			
	⑥ 残存物取片づけ費用	①～④の事故で損害保険金が支払われる場合、焼け跡の整理・清掃費用、リサイクル費用などの実費（損害保険金の10%が限度）			
	⑦ 地震火災費用	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により一定の損害が発生した場合、保険金額の5%（1回の事故につき1敷地内ごとに300万円限度）			
	⑧ 修理付帯費用	①～③の事故で、保険の対象となる建物等の損害の修復にあたり、弊社の承認を得て支出した費用（1回の事故につき1敷地内ごとに保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度。ただし、居住部分の復旧に要した費用は対象となりません。）			
	⑨ 損害防止費用	①～③の事故で、損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合の実費（消火薬剤の再取得費用など。保険金額から損害保険金を控除した額が限度） *保険金額が保険価額に満たない場合は、お支払いする金額が実際に支出した費用の額よりも少なくなる場合があります。			

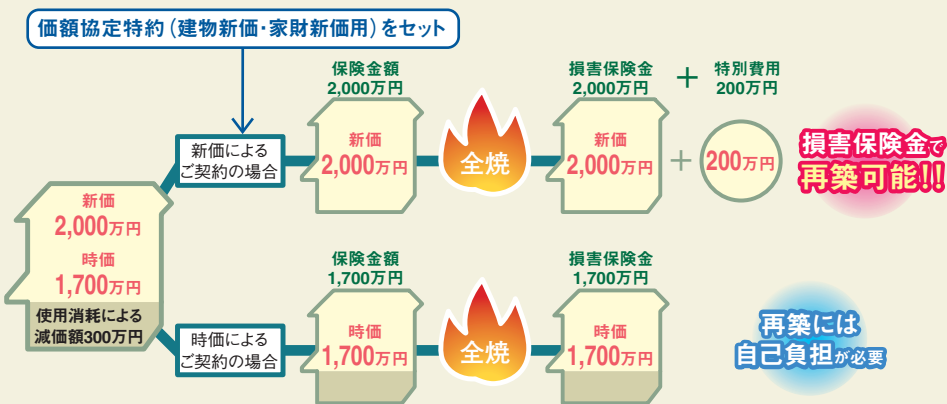
価額協定特約（建物新価・家財新価用）のセットをおすすめします。

この特約は、保険の対象が「家財」と「合計床面積が1,650㎡未満の建物（個人所有の併用住宅の場合、660㎡未満で「作業割増物件」ではない建物に限ります）」にセットできます。

損害保険金は保険金額を限度に、新価（再調達価額）で実際の損害額の全額をお支払いします。さらに、対象となる事故で保険金額の80%を超える損害保険金をお支払いし、ご契約が終了した場合は特別費用保険金（損害保険金の10%（1敷地内ごとに200万円限度））をお支払いします。

※保険金額は新価（再調達価額）を基準とした評価額で設定してください。
※貴金属・宝石等の明記物件については、保険価額（市場流通価額）を基準に損害保険金をお支払いします。
※水災などによる損害では、お支払いする損害保険金に別途、支払限度額の設定があります。

損害保険金のお支払い例（築10年） ●新価（再調達価額）:2,000万円 ●時価:1,700万円



補償割合案

全損（全焼・全壊）の恐れのない鉄筋コンクリート造などで保険料を節減できる特約です。この特約をセットされます。

◇1級構造の建物（鉄筋コンクリート造等）およびその

■係数表

約定割合	30%	40%
係数	2.52	2.04

保険料割

機械警備割引:保険の対象である建物または保険の業務が実施されており、火災危険に

消火設備割引:屋内消火栓、自動火災報知器、スプーテっており、「年間の設備点検回数」や満たしている場合に適用します。

その他の割引:防災状況が優良な建物などに対して

(注) 詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせ

用什器などの事業用資産を守るシンプルな火災保険です。

金をお支払いします。

保険の対象

店舗、事務所、併用住宅等の建物およびその収容動産（設備・什器等、商品・製品等、家財など）が保険の対象です。

- ・貴金属・宝石・書画などの美術品等で1個または1組ごとの価額が30万円を超えるもの、稿本（本などの原稿）・設計書・図案・帳簿等、自動車、通貨・預貯金証書・有価証券等（以下、「明記物件」といいます。）は、申込書に明記しないと保険の対象とすることができません。
- ・保険の対象が建物のみのご契約では、設備・什器等、商品・製品等、家財など（以下、「動産」といいます。）の損害は補償されません。動産の損害を補償するためには、建物とは別に保険の対象ごとに保険金額を設定してご契約いただく必要があります。

<用語のご説明>

このパンフレットにおける主な用語は以下のとおりです。

- **保険金額**：保険のご契約金額をいいます。
- **保険期間**：保険のご契約期間をいいます。
- **被保険者**：保険の補償を受けられる方をいいます。ただし、損害賠償請求権者および質権者は含みません。
- **再調達価額**：保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
- **保険価額（時価）**：再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他美術品の場合は市場流通価額をいい、商品・製品等の場合は再仕入価額をいいます。なお、商品・製品等のうち、死蔵品については市場価額を考慮した減額を行います。

併用住宅の特約

併用住宅の場合、予想される最大損害額を保険金額とする
ことにより、保険金額を限度に損害額の全額が支払

建物に収容される設備、装置、据付機械が対象となります。

2015年10月現在

50%	60%	70%	80%
1.72	1.50	1.33	1.20

割引について

の対象を収容する建物に「警備業者」による「機械警備業
付する機械警備が有効に機能している場合に適用します。

リンクラー等の消火設備（消火器を除きます。）が設置され
「昼夜を問わず消防要員がいること」などの一定の基準を

、割引を適用できる場合があります。

お寄せください。

併用住宅の場合

地震保険もご契約ください

普通火災保険では、地震・噴火・津波を原因とする火災、
損壊、埋没、流失による損害は補償されません。

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波（以下、「地震等」といいます。）を原因とする火災（延焼・拡大も含みます。）、損壊、埋没、流失によって建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※ご希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただきます。

※地震保険は、単独ではご契約できません。普通火災保険にセットしてご契約ください。

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が11兆3,000億円（2016年4月現在）を超える場合、算出された支払保険金総額に対する11兆3,000億円の割合によって削減される場合があります。

損害の程度	お支払いする保険金
全損	地震保険金額の 100% （時価が限度）
大半損	地震保険金額の 60% （時価の60%が限度）
小半損	地震保険金額の 30% （時価の30%が限度）
一部損	地震保険金額の 5% （時価の5%が限度）

■保険の対象

- ・居住用建物（居住部分がある併用住宅）
- ・家財（自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、
宝石等および設計書・帳簿等を除く）

■地震保険金額（ご契約金額）

居住用建物または家財の保険金額の30%～50%の範囲
内で設定してください。ただし、他にご契約の地震保険を含
め、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。

■割引制度

建物の免震・耐震性能に応じた保険料割引制度があります。割引の適用を受けるためには、所定の確認資料の提出が必要です。なお、この割引は確認資料をご提出いただいた日以降の保険期間について適用されます。

- ① **建築年割引**：1981年（昭和56年）6月1日以降に新築された建物の場合 **割引率 10%**
- ② **耐震等級割引**：住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級を有している場合 **割引率 耐震等級に応じて10%、30%、50%**
- ③ **免震建築物割引**：住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合 **割引率 50%**
- ④ **耐震診断割引**：地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合 **割引率 10%**

（注）上記①～④の割引は重複して適用を受けることはできません。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

地震保険料控除制度によって、地震保険料は所得控除の対象となります。控除限度額は、**所得税50,000円・個人住民税25,000円**となります。

保険金をお支払いする主な場合

【損害保険金】

- ①火災
- ②落雷
- ③破裂・爆発
- ④風災・雹(ひょう)災・雪災(損害額が20万円以上となった場合)

a. 保険金額 ≥ 保険価額の場合 …… 損害保険金 = 損害額 (保険金額が限度)

b. 保険金額 < 保険価額の場合 …… 損害保険金 = 損害額 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$

【費用保険金】

- ⑤臨時費用
- ⑥残存物取片づけ費用
- ⑦地震火災費用
- ⑧修理付帯費用
- ⑨損害防止費用

お支払いする費用保険金の詳細につきましては、このパンフレット中面をご確認ください。

※他の保険契約から保険金がお支払われる場合など、費用保険金のみをお支払いすることがあります。

保険金をお支払いできない主な場合

1. 申込書に明記されていない、次のものに生じた損害
 - ・自動車(自動三輪車、自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)
 - ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、その他これらに類するもの
 - ・貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ・稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類するもの
2. ご契約者、被保険者の故意、重大な過失、法令違反によって生じた損害
3. 火災などの事故の際の紛失・盗難によって生じた損害
4. 戦争、外国の武力行使、内乱、暴動によって生じた損害
5. 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
6. 核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害 など

ご契約に際してご確認いただきたい事項

- ①保険期間
原則1年間となります。1年を超える期間を設定することも1年未満の期間を設定することも可能です。実際にご契約いただく保険期間については、申込書をご確認ください。
- ②保険金額
実際にご契約いただく保険金額は申込書をご確認ください。また、建物のみのご契約では動産(「設備・什器等」、「商品・製品等」、「家財」など)の損害は補償されません。動産を補償するためには建物とは別に動産ごとの保険金額を設定してご契約ください。なお、保険金額は時価または再調達価額を基準に、過不足なく設定してください。
- ③保険料
保険料は保険金額、保険期間、建物の所在地・構造、用途等により決定されます。また、実際にお支払いいただく保険料については、申込書をご確認ください。なお、保険料払込みに関する特約をセットした場合を除いて、保険料は、ご契約と同時に支払うことができます。保険期間が始まった後であっても、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。
- ④満期返れい金、契約者配当金
この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ⑤解約返れい金
ご契約を解約される場合は、取扱代理店・営業社員にご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過期間に対して所定の保険料を返還または請求させていただくことがあります。
- ⑥告知義務等
ご契約者または被保険者となる方は、ご契約締結の際、申込書に記載された危険(損害の発生の可能性をいいます。)に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求める項目(告知事項)についてご回答いただく義務(告知義務)があります。ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知事項について事実をお申し出いただかなかった場合や、事実と異なることをお申し出された場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。詳しくは、重要事項説明書(「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」)をご確認ください。

ご契約後にご留意いただきたい主な事項

- ①通知義務等
ご契約者または被保険者は、ご契約後、告知事項のうち以下の項目(通知事項)に変更が生じた場合は、遅滞なくその旨を取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターに通知していただく義務(通知義務)があります。
 - ・保険の対象の所在地
 - ・建物の柱の種類・耐火性能区分、面積
 - ・建物の用法(住宅・店舗・事務所等)
 - ・建物内で行われる職作業の種類ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、遅滞なくご通知いただかなかった場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約者の住所が変更となる場合や、建物などを売却・譲渡等する場合も、取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご通知ください。詳しくは、重要事項説明書(「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」)をご確認ください。
- ②事故発生時の対応
ご契約いただいた保険契約で補償される事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセーフティ24コンタクトセンターにご連絡ください。事故のご連絡が遅れますと、保険金のお支払いが遅れることや、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

事故直後の不安…1秒でも早い安心を!

セーフティ24コンタクトセンター



24時間365日 富士火災の社員が常駐しています。

- 深夜・休日でも平日と同様のサービスが受けられます。
- スピーディーな初期対応サービスを行います。

商品・契約内容に関するお問い合わせは…

富士火災

お客さまセンター
0120-228-386

- *携帯電話・PHSからもご利用になれます。
- 平日:午前9:00～午後6:00 (年末年始を除きます。)
- 土日祝:午前9:00～午後5:00 (除きます。)

事故の受付・ご相談は…

富士火災

セーフティ24コンタクトセンター
0120-220-557

- *携帯電話・PHSからもご利用になれます。
- 24時間・365日**
受け付けております。

電話番号はおかけ間違いのないように

ご不満・ご要望のお申し出は…

富士火災

お客さまの声室
0120-246-145

- *携帯電話・PHSからもご利用になれます。
- 平日:午前9:00～午後7:00 (年末年始を除きます。)

弊社と間で問題を解決できない場合は…

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター
0570-022-808

- *PHS・IP電話からは03-4332-5241
- 平日:午前9:15～午後5:00(12月30日～1月4日を除きます。)
- *電話料金はお客さま負担となります。

ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」)をご用意していますので、必ずお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

●保険料お支払いの際は、「初回保険料口座振替特約」「クレジットカード特約」をセットされた場合を除き、富士火災所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。●ご契約後、1か月経過後も保険証券が到着しない場合は、弊社取扱営業店にご照会ください。●事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセーフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。●このパンフレットの内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店・営業社員にご照会ください。●弊社の損害保険募集人(代理店・営業社員)は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものと見なされます。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っています。●複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独個々に保険契約上の責任を負います。

お問い合わせは

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20
TEL. 03-5400-6000 (大代表)
http://www.fujikasai.co.jp/